

## 浜松市営住宅駐車場の行政機関の使用に関する取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、浜松市営住宅駐車場の管理に関する要綱に基づき、行政機関の使用に関する事項を定め市営住宅の入居者(以下「入居者」という。)の生活の安定を図ることを目的とする。

### (使用者)

第2条 入居者の生活の安定のために行う公務についての行政機関は、次の各号のいずれかに該当する機関とする。

- (1) 浜松市の福祉関係部局
- (2) 県の福祉関係部局
- (3) その他特に入居者への支援を行う部局

### (対象区画)

第3条 使用できる駐車場の区画は、空き部屋などにより空き駐車場となっている区画とする。空き駐車場区画が無い場合は、使用できない。

### (使用の方法)

第4条 行政機関が入居者の生活の安定のために行う公務のため駐車場を使用する場合は、管理者(指定管理者制度を利用している場合は指定管理者)に対し、職場名、駐車場を使用する団地、要件、日時、車両について報告し、管理者は該当団地の空き区画を確認し、使用できる区画を通知する。

使用区画の調整については、1ヶ月又は1週間単位でのスケジュール調整とするが、緊急を要する場合は、電話での調整対応も可とする。

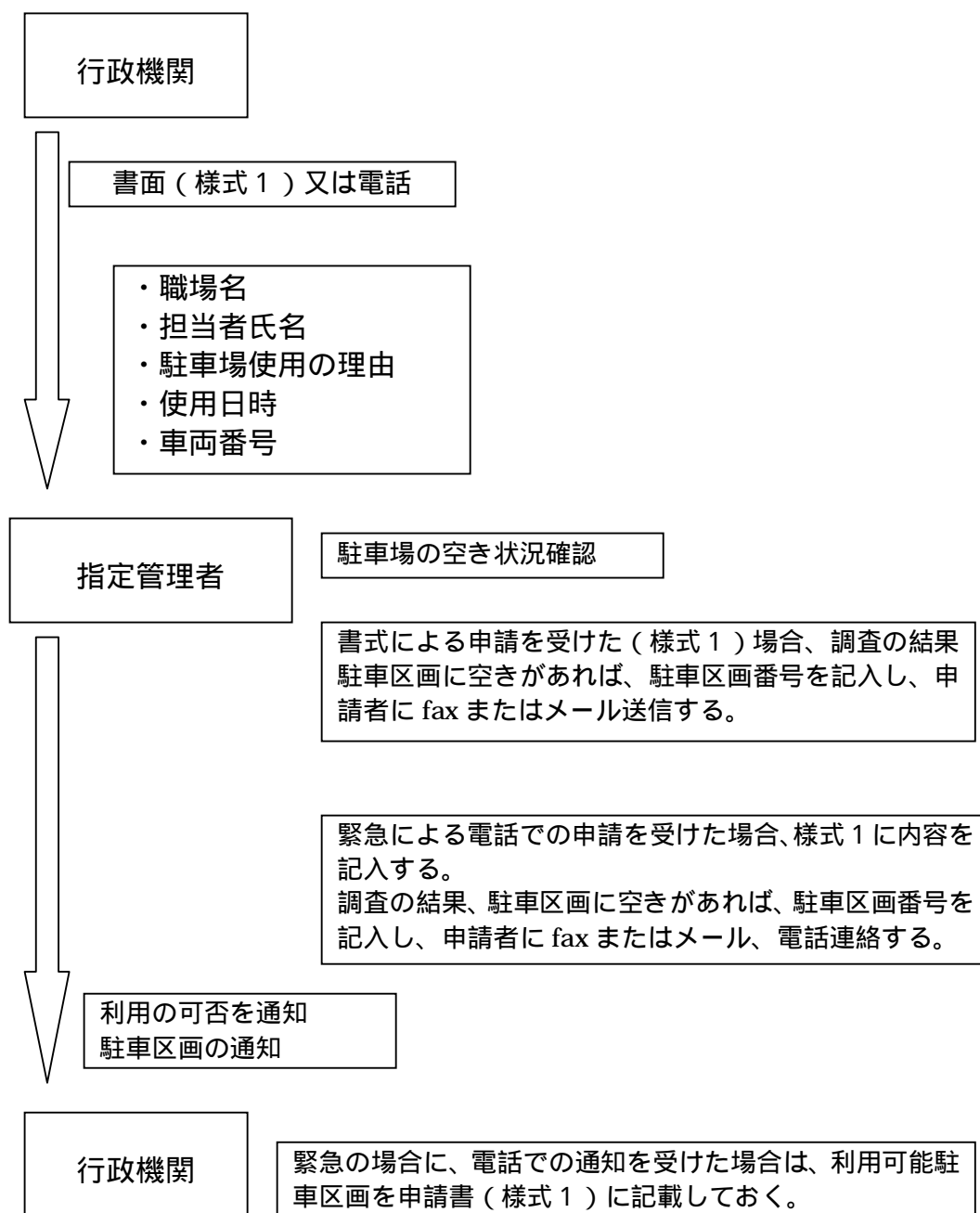
### (区画の変更)

第5条 使用可能駐車区画を通知した後、管理上の理由により区画を変更する場合は、管理者から使用者に対し駐車区画の変更を通知する。

### 附 則

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

## 浜松市営住宅駐車場の行政機関の使用に関する取扱フロー



### 注意事項

駐車区画を利用する場合は、課名など駐車区画利用者が分かるように車内に

## 浜松市営住宅管理者様

浜松市営住宅入居者の生活支援サービス等のため、駐車場を公用車両などの駐車に利用させていただきたく下記のとおり利用日時などを報告します。

申請日時		受付日時	平成 年 月 日
利用機関	課 電話番号	担当者氏名	
使用団地	団地	団地	団地
使用理由			
使用日時	H 年 月 日 時	H 年 月 日 時	H 年 月 日 時
駐車車両			
提供区画			
備考			

申請日時		受付日時	平成 年 月 日
利用機関	課 電話番号	担当者氏名	
使用団地	団地	団地	団地
使用理由			
使用日時	H 年 月 日 時	H 年 月 日 時	H 年 月 日 時
駐車車両			
提供区画			
備考			